

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第7号（1面） 2022年4月



5月31日
10時～17時
福島地裁

証人尋問へ！

裁判の今後の流れ

雪つさき法律事務所
弁護士 西沢 桂子

3月14日の報告集会（写真）で、尾形忠明共同代表は、裁判での「傍聴者は無言の弁護人」、「署名は法廷外の傍聴者」になると話されました。ほぼ一日かけて行われる証人尋問で、裁判は大詰めを迎えます。さらに署名を広げ、傍聴席を満杯に致しましょう。「傍聴の問い合わせは県医労連まで」

今年5月に尋問手続きが行われることが決まりました。今回は尋問の手続きを見たことがないという方向けに、今後流れについて説明します。

まず、尋問期日に先立ち、原告らも被告らも、尋問期日で話を聞こうとしている人の主張を

まとめた「陳述書」を作成して、裁判所と相手に提出します。原告側で言えれば、原告のお二人。被告側で言えば、被告ら3人と、証人2人の主張を

この「陳述書」を見て、誰を尋問するのか、当事者双方の意見を聞いたうえで、最終的に裁判所が決定します。誰を尋問するかが決まれば、あとは、双方とも尋問事項を組み立てて、尋問期日当日を迎える。

もしかしたら、ドラマや映画で、代理人が相手方代理人の質問に対しても、主尋問した側が、反対尋問を踏まえて再度質問することもできます（再主尋問）。

決まったそれぞれの人に対して、①その人の尋問を申請した側（主尋問）、尋問）、②相手側（反対尋

問）、③裁判所（補充尋問）の順で、質問をします。②と③の間に、主尋問した側が、反対尋問を踏まえて再度質



↑県労連 HP



気がないわけではないので、安心して聞いています。そして、尋問期日が終われば、その尋問を踏まえた「最終準備書面」を双方とも作成・提出し、判決期日を迎えることになります。

尋問期日は5月31日。原告のお二人がパワハラによりうつ病を発症し、休職が3年前の5月です。原告のお二人が何の憂いもなく復職できるよう、尋問も頑張りたいと思います。

これまでのすべての人との出会いに、こころより感謝

【原告Sさんの妻より】

先ず、主人と私たち家族のために長年に渡り、ご尽力くださっていらっしゃる、弁護士の倉持先生、西沢先生、そして支援する会の多くの皆さまに御礼申し上げます。

皆さまとの出会いがなければ、相手方との交渉や、裁判、街頭での訴えなど、全くできず、泣き寝入りして終わっていたと思います。

なかなか皆さまにお会いできず、一緒に活動ができないのが心苦しいです。

寒い中、街頭に立っていただいている皆さまには頭が下がる思いです。どうか、お身体を大事になさってください。

私たち夫婦は、この件で精神科へ通うようになってしましましたが、徐々に日々の生活を穏やかに過ごせるようになってきました。たくさんの方々に支えていただいている、そのことが心強く、ありがたい気持ち、安心感につながっているからです。

裁判も佳境に入ってきた。パワハラという、弱者を権力で虐待する行為が厳罰化されることを強く望んでおります。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

【原告Kさんの妻より】

支援する会の立ち上げに、こころから感謝いたします。また支援する会にご賛同いただいた各団体・個人の方々、全国に運動として広めてください感謝の気持ちでいっぱいです。私たちは、裁判応援、激励のメッセージ、カンパ、全国から寄せられるたくさんの署名の一筆一筆に胸が熱くなり、励まされ、勇気づけられています。私たちの力だけでは、ここまで出来ませんでした。

主人は休職して約3年。当時は職場でのハラスメントにより身も心も限界でした。「退職しかないのか」と諦めかけましたが、どうしても納得が出来ず、無我夢中であります。あらゆる窓口に相談しました。倉持弁護士との出会いで退職以外の選択肢を知りました。労働組合の活動です。労働組合は、即座に団体交渉の申し入れをし、私も家族として団体交渉に出席しました。被告ら3人は「労災認定=パワハラがあったことにはならない。裁判でどうぞ。」と態度は酷いものでした。法人の基本理念として『法令遵守（コンプライアンス）を徹底』と掲げてありますが、労基署の指導にも従わず、事実上の解雇を強行。そしてこの間、被告の業務執行理事は理事長に就任します。裁判でパワハラがあったと明らかになったその時、理事長はどの様に責任を取られるのでしょうか。

ハラスメントは絶対に許せません！私たちがしなければならない事は、この身に降りかかる問題を妥協せず、向き合い、解決する事だと考えます。一人一人を大切に、お互いを尊重し合える職場を目指して。どうか、皆様のお力を貸してください。

【支援する会共同代表 川村滋道 福島県労連労働相談センター所長】

しおぶ福祉会の裁判も、いよいよ証人尋問の準備段階となり大詰めを迎えています。この間、倉持・西沢弁護士の訴訟指揮を信頼し闘ってきました。今度は原告の証言になります。当事者ですから訴えたい思いは沢山あると思います。しかし与られる時間は限られており、法廷闘争の戦術的な部分が試されます。

私は、NTTリストラ裁判で東京地裁の法廷で証言しました。相手弁護士の質問にムキになり逆反論し時間をつぶした苦い経験があります。

原告の二人にアドバイスするとすれば、弁護士の質問には考え過ぎず、感情的にならず、真実を端的に答えればいいのです。あなた方二人の後ろには大勢の支援者がいるのですから、安心して、どうぞ胸を張って挑んでください。